

伊賀市スポーツ合宿等誘致補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ団体等が行う合宿等（以下「スポーツ合宿等」という。）を誘致し、本市のスポーツ振興、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図ることを目的として予算の範囲内において交付する伊賀市スポーツ合宿等誘致補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市外に所在する団体であること。
- (2) 市内においてスポーツ合宿等を実施すること。
- (3) 市内の宿泊施設において延べ宿泊数（スポーツ合宿等に参加し宿泊した者それぞれの宿泊日数を合算した数をいう。以下同じ。）が5人泊以上であること。
- (4) 営利活動を目的としないこと。
- (5) 団体のホームページやSNS等を活用して、伊賀市でのスポーツ合宿等の様子を発信すること。

2 前項の規定にかかわらず、国、県、他の地方公共団体等から助成を受けているものは、補助対象者としなない。

(交付の対象となる経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、スポーツ合宿等に要する経費のうち、選手、監督及びコーチ等の宿泊に係る経費とする。

(複数年度にわたる合宿の取扱い)

第4条 1回のスポーツ合宿等が複数年度にわたる場合の補助対象年度は、当該スポーツ合宿等の最終の宿泊日の属する年度とする。この場合において、延べ宿泊数は、当該スポーツ合宿等の初日から最終日までの期間の延べ宿泊数とする。

(補助金の額及び限度額)

第5条 補助金の額は、延べ宿泊数に2,000円を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額が補助対象経費の額を超えるときは、当該補助対象経費の額を限度とする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、補助金の額は、1団体当たり1回のスポーツ合宿等につき20万円を限度とする。

3 同一のスポーツ合宿等において、同一の団体が複数の宿泊施設に分散して宿泊する場合は、当該団体のそれぞれの宿泊施設における延べ宿泊数を合算した数により補助金の額を算出するものとする。

(合宿の申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請の前に伊賀市スポーツ合宿等申込書(様式第1号)に合宿計画書(様式第2号)を添えて、市長に事前の申請(以下「事前申請」という。)をしなければならない。

(補助金の交付の申請書の様式等)

第7条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、前条による事前申請をしたスポーツ合宿等の終了後30日以内に、伊賀市スポーツ合宿等誘致補助金交付申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 合宿実績書(様式第2号)
- (2) スポーツ合宿等の活動実績がわかるもの(写真等)
- (3) SNS等で伊賀市でのスポーツ合宿等の様子を投稿したことが分かるもの
- (4) 宿泊証明書(様式第4号)
- (5) 法人の場合は、法人登記事項証明書及び定款の写し
- (6) 任意団体の場合は、会則、規約、役員名簿又は活動実績を証する書類(団体名が記載された大会要項の写し等)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、補助金の受領に関する一切の権限を補助対象者が指定する者に委任することができる。この場合において、当該委任を受けた者が前項の規定による申請をするときは、当該委任を受けた旨を証する委任状(様式第5号)を添付しなければならない。

(補助金の交付の決定及び交付額の確定等)

第8条 市長は、規則第5条第1項の規定により交付の決定をするときは、併せて補助金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第12条第1項及び第2項並びに

第14条第1項の規定は、適用しない。

(交付決定及び交付額確定の通知書の様式)

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定及び補助金の額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市スポーツ合宿等誘致補助金交付決定兼確定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、請求書(様式第7号)により補助金の交付を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求において指定された金融機関の口座に振り込む方式により速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の終期)

第11条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和10年度までとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。